

<ウクライナ避難民向け日本語学校奨学金 募集要項>

日本財団経営企画広報部ウクライナ避難民支援室

1. 目的：

日本が人口減少で衰退する中、避難民を含む優秀な外国人が能力・経験を活かし日本社会で活躍するための支援制度の構築が求められています。現在 2,000 名を超えるウクライナ避難民の方が日本に避難をし、日本への滞在が長期化しています。他方、当財団が支援する避難民に対するアンケート結果の分析では、約 4 割の避難民がすでに就業しているものの、多くの方が十分な日本語・生活文化・仕事文化を身に付ける機会がないことから、能力・経験を活かし経済的に自立できるフルタイムの仕事につけていません。そこで、避難民を対象とし、就業（進学）を目指し年 570 時間以上のカリキュラムに基づいた日本語・日本文化・仕事文化の教育を受けるための奨学金事業を実施します。

2. 奨学生への支援内容：

- ・新規に日本語教育機関に入学した避難民の学費を、最長 2 年間支援（学費上限：100 万円/年）
- ・上記奨学金の他、通学費、PC 購入費、教材費の一部補助として交通系 IC カード（一律 2 万円）及び図書カード（一律 3 万円）を給付

3. 募集人数：

100 人

4. 申請者の条件：

- ① 将来的な日本でのフルタイムの就業を目指し、日本語を学ぶ意欲のある 16 歳～59 歳のウクライナ避難民であること（すでにパートタイム就業等をしており、並行して日本語を学ぶ必要がある方も対象）。
- ② 希望する日本語教育機関からの入学許可を得られていること。
※奨学金の対象となる日本語教育機関は事前登録されている機関に限ります。
- ③ 原則、現在及び過去においても日本語教育機関に在籍経験がなく、新規に入学予定であること。
- ④ 日本財団から生活費支援を受けていること。

5. 申請受付期間：

2023 年 3 月 1 日～2023 年 8 月 31 日（予定）

※期間内でも上限 100 名に達した時点で募集は終了となります。

6. 申請方法

入学を予定する日本語教育機関を通じて、以下の「奨学金申請フォーム」から申請をしていただきます。

http:●● ※作成中

【申請～決定までのステップ】

- ① 日本財団が、参加を希望する日本語教育機関の登録を受け付け、本奨学金制度の対象となる「日本語教育機関登録リスト」を公開。
- ② 避難民が、「日本語教育機関登録リスト」から、入学希望の日本語教育機関を選択。
- ③ 避難民は、希望する日本語教育機関に連絡をとり、コース選択など入学に向けて相談。
※通学アクセスの問題がある場合のみ、オンラインコースを選択可能。
- ④ 日本語教育機関から仮入学の許可が得られた後に、日本語教育機関を通じて、日本財団に申請書・志望理由書等を提出。
- ⑤ 日本財団で審査の上、結果を通知（奨学金決定者には、バウチャーを送付）。
- ⑥ 避難民が、日本語教育機関にバウチャーを提出し、通学開始

7. 審査の方法

書類審査およびヒアリング

8. 審査の視点

- ・申請者が条件を満たしているか。
- ・申請者が日本語学習及び就業の意欲を持っているか。

9. 奨学金支払方法

奨学金決定時、半年終了後、1年終了後、1年半終了後の半期ごとのタイミングで、当財団が日本語教育機関から請求書を受領し、日本語教育機関に直接支払います。

10. その他

本奨学金の奨学生となった場合、以下の対応をお願いしますので、事前にご了解いただける場合のみ、申請をお願いします。

- ① やむを得ない理由を除き、授業の8割以上に出席すること。
- ② 奨学金受領中に、ヒアリング・アンケートへの回答、体験レポートの提出、奨学生向けの支援イベント（無料）への参加に協力すること。
- ③ 奨学生を含む避難民の支援、情報共有を目的とした、「日本財団ウクライナ避難民支援ネットワーク」に参加すること。

過去半期の出席率が正当な理由がなく5割以下であったり、無断で帰国していたり、ヒアリングやアンケート等への協力が得られない場合は、事情を確認の上、奨学金を取り消し、次期以降の奨学金の支払いを停止させていただく場合があります。取消事由の詳細は申請時に提出いただく誓約書によります。

以上